

第1回定例会・山脇議員一般質問その3



米原市民報

日本共産党米原市会議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党湖北地区議員団
事務局藤田正雄 Tel.55-1128

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

本人や保護者を追い詰めない対応を

本号では、山脇議員の一般質問で不登校・登校拒否問題について教育委員会の対応と見解を質問しました。

不登校・登校拒否問題

学校のあり方が問われる

Q、私は長年、教員時代、不登校の子どもや親に関わる活動を行ってきたが、つまり立ち上がれなくなったり、学校のスピード感や作法に戸惑いを感じたりして学校に来られない子どもをたくさん見てきた。そのことから、学校に戻すことで、解決しようとしても、また同じことになりがちなのがわかった。不登校、つまり登校拒否問題の本質は、全国学力テストに象徴される現在の競争主義的な教育政策と画一的な学校のあり方にある。ところが学校現場は相変わらず、単純に「学校に戻す」という対処療法的な対応を課し続け、そこに、問題を一層深刻にしている根本問題があると

と捉えています。不登校に陥った場合は、学級担任を中心に学年の教師や管理職も含めたチーム学校として、個々の児童生徒の意志を十分に尊重し、その思いに寄り添いつつ、丁寧な支援、対応が必要と考えています。併せて、様々な教育活動や集団づくりの中で、全ての子どもたちの多様性が認められ、豊かな人間関係を育む取組を進めることが、不登校の未然防止の観点からも重要であると

教育機会確保法

学校のあり方を変えずに復帰迫る

Q、多くの不登校の保護者や教員、研究者の反対のなか、2017年2月に施行された「教育機会確保法」は、これまでの学校のあり方を変えずに、不登校の児童生徒の「学校復帰」を迫る構図になっており、多くの問題点を抱えながら、1年後に見直し時期を迎えようとしている。この「教育機会確保法」についての見解を尋ねる。

Q、多くの不登校の保護者や教員、研究者の反対のなか、2017年2月に施行された「教育機会確保法」は、これまでの学校のあり方を変えずに、不登校の児童生徒の「学校復帰」を迫る構図になっており、多くの問題点を抱えながら、1年後に見直し時期を迎えようとしている。この「教育機会確保法」についての見解を尋ねる。

このことから、当該児童生徒や保護者を追い詰める事がないよう配慮しつつ、個々の意志を十分に尊重し、社会的自立を目指すことが必要であると考えます。

市教育委員会から

「教育機会確保法」は、不登校・登校拒否の児童生徒がゆとり休養するなかで自己肯定感を取り戻し、エネルギーを蓄えながら、少しずつ前へ動き出すことを支える法律ではなく、不登校・登校拒否を生み出す学校のあり方を変えずに、学校に行かない・行けない児童生徒の「学校復帰」を促す法律となっています。

不登校は1992年の文科省の報告が述べているように、「どの子にも起こり得る」問題なのに、一般の子どもから区別された「不登校児童生徒」がいるのかのような混乱が指導の現場に引き起こされているのではないかと、ということですが。

今回の教育長答弁にあるとおり、法の内容にかかわらず、「当該児童生徒や保護者を追い詰める事がないよう配慮しつつ、個々の意志を十分に尊重し、社会的自立を目指すことが必要である」との市教育委員会の立場・方針を確認しました。

このように、これまでの不登校対策を抜本的に見直していくことが求められるが、A、子どもの様々な特性や背景となる家庭の問題、人間関係のトラブル等、不登校になる原因は様々であり、復帰のきっかけも様々であり、

このように、これまでの不登校対策を抜本的に見直していくことが求められるが、A、子どもの様々な特性や背景となる家庭の問題、人間関係のトラブル等、不登校になる原因は様々であり、復帰のきっかけも様々であり、



水芭蕉

雑感 大阪府と市が高校生向けに作成したキャンセル依存症問題の啓発リーフレットが市民から批判的になっています。表題は「将来、キャンセルにのめり込まないために」です。府内の高校生9万人、支援学校1700人に配布されたそうです。「キャンセルは違法だからやめよう」ではなく、「キャンセルは生活に問題が生じないように金額と時間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娛樂です。」とキャンセルを推奨する内容です。多くのキャンセル依存症の人をそう思っているのはやっています。府・市政の転換を実現しなければなりません。